

加東市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>震災予防-39</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 灾害応急対策に係る備えの充実</p> <p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。</p> <p>第1 防災行政無線等の整備</p> <p>災害情報の伝達等を正確に行うべく、CATVを活用した情報伝達機能を拡充するとともに、防災行政無線等の整備に努める。</p> <p><略></p> <p>第5 土砂災害情報相互通報システムの活用</p> <p>土砂災害情報相互通報システム（CATVお天気チャンネル、L字画像送出システム、加東市防災気象情報サイト）を活用し、常時気象情報等を市民に提供する。</p> <p>第6 災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用</p> <p>気象庁が発する緊急地震即報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用により、防災行政無線、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。</p> <p>第7 携帯電話の活用</p> <p>携帯電話等の画像を活用した情報の収集について検討を進める。</p> <p><略></p> <p>第9 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>市は、災害時の情報伝達手段として、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、防災行政無線の整備・構築を図り、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多種な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。</p> <p>（現有の主な情報伝達手段例）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) CATV (2) かとう安全安心ネット（エリアメール等メール配信） (3) インターネット (4) 電話、ファクシミリ等 (5) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。） (6) 広報車 (7) 消防関係車 (8) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ） (9) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク (10) アマチュア無線等情報ボランティアの協力 	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 灾害応急対策に係る備えの充実</p> <p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。</p> <p>第1 防災行政無線等の活用</p> <p>災害情報の伝達等を正確に行うため、防災行政無線及を活用した情報伝達を速やかに行うとともに、安全安心メールを利用した情報伝達など、様々な媒体を活用した情報伝達を行う。</p> <p><略></p> <p>第5 土砂災害情報相互通報システムの活用</p> <p>土砂災害情報相互通報システム（CATVお天気チャンネル、L字画像送出システム、加東市防災気象情報サイト）を活用し、常時気象情報等を市民に提供する。</p> <p>第6 災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用</p> <p>気象庁が発する緊急地震即報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用により、防災行政無線、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。</p> <p>第7 ICTの活用</p> <p>統合型GISシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。</p> <p><略></p> <p>第9 地域住民に対する通信連絡手段の整備</p> <p>市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多種な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、外国人雇用者の多い企業・事業所、NPO法人市国際交流協会等との協力体制の構築に努める。</p> <p>（現有の主な情報伝達手段例）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線 (2) CATV（テレビ、インターネット等） (3) かとう安全安心ネット（エリアメール等メール配信） (4) インターネット (5) 電話、ファクシミリ等 (6) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。） (7) 広報車 (8) 消防関係車 (9) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ） (10) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク (11) アマチュア無線等情報ボランティアの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を整備したことにより、「整備」に関する記述を「活用」に関する記述に修正 ・CATVとの連携による情報発信は、災害時等の緊急時にを行うため、その記述を削除 ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・表現の修正 ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・市国際交流協会がNPO法人となったことに伴う修正 ・防災行政無線の整備に伴う修正
---	--	--

【新旧対照表（震災対策編）】

	<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
震災予防-48	<p>第9節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p>災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平時から<u>社警察署</u>と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。</p>	<p>第9節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p>災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平時から<u>警察</u>と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社警察署から加東警察署になったことによる修正
震災予防-49	<p>第10節 避難所対策の充実</p> <p>市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難所対策の充実を図る。</p> <p>山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、避難者 9,635 人となっており、加東市内の避難所は <u>26</u>ヶ所であるが、帰宅困難者についても受け入れる必要があるため、避難所の増設を図る。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知する。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 <u><略></u></p> <p>(2) 指定避難所 <u><略></u></p> <p>①指定基準 <u><略></u></p> <p>②指定順位 <u><略></u></p> <p>③広域一時滞在への配慮 <u><略></u></p> <p>④留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所の指定に努める。 <p>1 指定避難所 <u>浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。</u></p>	<p>第10節 避難所対策の充実</p> <p>市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難所対策の充実を図る。</p> <p>山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、避難者 9,635 人となっており、<u>市内の指定避難所は</u> <u>28</u>ヶ所であるが、帰宅困難者についても受け入れる必要があるため、避難所の増設を図る。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知する。</p> <p><u>1 指定緊急避難場所</u> <u><略></u></p> <p><u>2 指定避難所</u> <u>震災に上る最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。</u></p> <p><u>なお、学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</u></p> <p><u>(1) 指定基準</u> <u><略></u></p> <p><u>(2) 指定順位</u> <u><略></u></p> <p><u>(3) 広域一時滞在への配慮</u> <u><略></u></p> <p><u>(4) 留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。 ・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正 ・指定避難所（地震時）数の修正 ・通し番号を修正 ・記述する箇所を移動 ・記述する箇所を移動するため削除

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>が避難困難な状況下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。</p> <p>学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</p> <p>2 福祉避難所</p> <p>災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、<u>滝野福祉センター</u>（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。</p>	<p>災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、<u>旧滝野福祉センター</u>（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通し番号の修正 ・名称の修正
<p>震災予防-55</p> <p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p>第5 医薬品 「第2章 第8節 災害救急医療システムの整備」の節を参照</p> <p>資料</p> <p>4-2 主な協定書 9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧 9-2 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況</p>	<p>第11節 備蓄体制等の整備</p> <p>第5 医薬品 「第2章 第8節 災害救急医療システムの整備」の節を参照</p> <p>資料</p> <p>4-2 主な協定書 9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧 <u>9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料番号の修正
<p>震災予防-57</p> <p>第12節 家屋被害認定体制等の整備</p> <p>第4 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進 市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。</p> <p>資料</p> <p><u>13-6</u> 兵庫県住宅再建共済制度の概要</p>	<p>第12節 家屋被害認定体制等の整備</p> <p>第4 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進 市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。</p> <p>資料</p> <p><u>13-7</u> 兵庫県住宅再建共済制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料番号の修正
<p>震災予防-58</p> <p>第13節 廃棄物対策の充実</p> <p>第2 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省）を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置き場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。</p>	<p>第2 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東<u>加西</u>環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省）を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置き場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小野加東環境施設事務組合が小野加東<u>加西</u>環境施設事務組合になったことに伴う修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
<p>第3 応援体制の整備</p> <p>2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p><略></p> <p>3 費用負担</p> <p><略></p>	<p>第3 応援体制の整備</p> <p>2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定</p> <p><略></p> <p>3 災害時の廃棄物処理に関する方針</p> <p>また、災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成19年8月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を元に対策を行うものとする。</p> <p>4 費用負担</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿飛散防止において、国の定めに順ずる記述を追加
<p>震災予防-60</p> <p>第14節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 災害時要援護者支援体制の確保</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の共有</p> <p>市は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>第14節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 災害時要援護者支援体制の確保</p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の共有</p> <p>市は、<u>加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき</u>、避難支援等に携わる関係者として、<u>消防署、警察署</u>、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、<u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく修正
<p>震災予防-65</p> <p>第16節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策</p> <p>土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。</p> <p><略></p> <p>2 緊急時の警戒避難</p> <p>(1) 気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む）情報の提供</p> <p>① 土砂災害情報相互通報システムによる情報提供</p> <p>② CATV、かとう安全安心ネットによる情報提供</p> <p>(2) 避難の指示等の伝達</p> <p>CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>公共情報コモンズ</u>、ホームページ等による情報伝達</p> <p><略></p>	<p>第16節 土砂災害対策の充実</p> <p>第2 地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策</p> <p>土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。</p> <p><略></p> <p>2 緊急時の警戒避難</p> <p>(1) 気象情報（雨量、<u>土砂災害警戒情報等を含む</u>）の提供</p> <p>① 土砂災害情報相互通報システムによる情報提供</p> <p>② <u>防災行政無線</u>、CATV、かとう安全安心ネットによる情報提供</p> <p>(2) 避難の指示等の伝達</p> <p><u>防災行政無線</u>、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、<u>Lアラート</u>、ホームページ等による情報伝達</p> <p><略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正 ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・「公共情報コモンズ」を「Lアラート」に修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>震災予防-68</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の普及</p> <p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>1 普及方法</p> <p>正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。</p> <p>(1) 講習会、防災訓練等</p> <p>(2) 防災ガイドブック、広報紙、冊子、その他印刷物等</p> <p>(3) C A T V、かとう安全安心ネット</p> <p>(4) ホームページ、県CGハザードマップ等</p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても考慮するものとする。</p> <p>(1) 市内の防災対策</p> <p>(2) 災害等に関する知識と過去の災害事例</p> <p>(3) 災害に対する平素の心得</p> <p><略></p> <p>(1) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備_____等</p> <p>(4) 予報・警報や避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</p> <p><略></p> <p>震災予防-77</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（B C M）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>① 事業継続計画（B C P）の作成</p> <p>〔事業継続計画〕</p> <p>企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画</p> <p><略></p> <p>(2) 市及び消防本部は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。</p>	<p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の普及</p> <p>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>1 普及方法</p> <p>正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。</p> <p>(1) 講習会、防災訓練等</p> <p>(2) 防災ガイドブック、広報紙、冊子、その他印刷物等</p> <p>(3) <u>防災行政無線</u>、C A T V、かとう安全安心ネット</p> <p>(4) ホームページ、県CGハザードマップ等</p> <p>(5) <u>兵庫県広域防災センター等の活用</u></p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても考慮するものとする。</p> <p>(1) 市内の防災対策</p> <p>(2) <u>地震</u>災害等に関する知識と過去の災害事例</p> <p>(3) <u>地震</u>災害に対する平素の心得</p> <p><略></p> <p>(1) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備_____等</p> <p>(4) 予報・警報や<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</p> <p><略></p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（B C M）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。</p> <p>① 事業継続計画（B C P）の作成、点検・見直し</p> <p>〔事業継続計画〕</p> <p>企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画</p> <p><略></p> <p>(2) 市_____は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の整備に伴う修正 ・「兵庫県広域防災センター」の記述を追加 ・字句の修正 ・避難準備情報、避難指示の表現が改められたことに伴う修正 ・字句の修正 ・事業継続計画について、作成後の点検、見直しを追加 ・加東市消防本部から北はりま消防本部になっていることに
--	---	---

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

震災予防－80 第4章 減災のための防災基盤の整備 第2節 建築物等の耐震性の確保 第3 一般建築物耐震化の促進 <p>昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画に沿って推進する。 なお、兵庫県では、平成18年度から、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保（住宅が倒壊しても一室で安全性を確保）する居室耐震型（一室シェルター方式）、ツーバイフォー工法及び丸太組工法を補助対象としている。</p> <p>1 簡易耐震診断推進事業 住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易な診断法で耐震診断を実施する。 〔対象建築物〕昭和56年5月31日以前に着工した住宅 〔申請者自己負担〕1割 〔事業主体〕市 〔負担割合〕残り9割の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>2 住宅耐震診断・改修計画策定費補助事業 県は、耐震診断と耐震改修計画策定（工事費用の見積もりを含む）に要する費用の一部を補助することとしている。 〔対象住宅〕昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅 〔対象者〕兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している者又は加入する者 〔補助対象〕耐震改修計画策定とそれに伴う耐震精密診断に要する費用 〔補助金額〕補助対象となる費用の3分の2以内（補助限度額：戸建住宅＝20万円、共同住宅＝12万円／戸）</p> <p>3 住宅耐震改修工事費補助 兵庫県は、住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事費に応じて一定額の補助を行うこととしている。 〔対象住宅〕昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅 〔対象者〕所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は給与収入が14,421,053円以下） 〔補助対象〕耐震改修後、安全と判定される工事に要する費用 〔補助金額〕戸建住宅は対象となる費用の3分の1以内とし、80万円を限度。共同住宅は2分の1以内とし、40万円／戸に戸数を乗じた額を限度。また、耐震診断の評点が0.7未満の木造戸建住宅のみ補助限度額は93.3万円 〔補助金額の加算〕補助対象となる費用の4分の1以内、かつ、戸建住宅30万円／戸・共同住宅10万円／戸を上限に補助金額を市が加算</p>	第4章 減災のための防災基盤の整備 第2節 建築物等の耐震性の確保 第3 一般建築物耐震化の促進 <p>昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画に沿って推進する。 なお、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保（住宅が倒壊しても一室で安全性を確保）する居室耐震型（一室シェルター方式）、<u>簡易耐震改修工事</u>、<u>屋根軽量化工事を含めた住宅部分型耐震化工事</u>も補助対象としている。</p> <p>1 簡易耐震診断推進事業 住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易な診断法で耐震診断を実施する。 〔対象建築物〕昭和56年5月31日以前に着工した住宅で述べ面積の過半が住居の用に供されているもの 〔申請者自己負担割合〕1割 〔事業主体〕市 〔市負担割合〕残り9割 〔診断経費〕建物の形態により様々</p> <p>2 住宅耐震改修促進事業 市内に存する住宅の所有者に対し、耐震改修計画を策定する費用又は耐震改修工事を実施する費用の一部を補助することとしている。 〔対象住宅〕昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅 〔対象者〕補助金の交付対象となる住宅の所有者（耐震改修工事費補助の場合にあっては、総所得金額が1,200万円以下の個人に限る。）であって、市の債権に係る徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している者又は加入する予定である者 〔補助対象要件〕 <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震改修計画策定 計画が地震に対して安全な計画となっており、耐震診断の結果により安全な構造であることを確認できること。 (2) 耐震改修工事 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となり、兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 <p>補助の対象となる経費は、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限る。</p> <p>〔補助金額〕</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震改修計画策定 補助対象となる経費の3分の2以内 (補助限度額：戸建住宅→20万円、共同住宅→12万円／戸) (2) 耐震改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ア 戸建住宅 補助対象となる経費が、次に掲げる場合に応じた額を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円以上100万円未満 50万円 ・ 100万円以上200万円未満 80万円 ・ 200万円以上300万円未満 110万円 ・ 300万円以上 130万円 イ 共同住宅 補助対象となる経費の2分の1以内 (補助限度額：40万円／戸) </p>	よる記述の修正 ・耐震化事業の変更により補助内容等を修正
---	---	-------------------------------------

【新旧対照表（震災対策編）】

<現行>

<改正後>

<修正理由>

<p>3 住宅耐震化建替事業</p> <p>耐震診断の結果、市内に存する戸建て住宅で安全性が低いと診断されたものを除却し、安全性を確保している住宅への建て替えを行う者に対して工事費用の一部を補助することとしている。</p> <p>〔対象住宅〕</p> <p>(1) 除却住宅　除却する住宅が、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないと診断され、所有者等が自己の居住の用に供している建物</p> <p>(2) 新築住宅　建築基準法に適合しており、自己の居住の用に供し、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している者又は加入する予定である者が所有する住宅</p> <p>〔対象者〕　次に掲げるすべての要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総所得金額が1,200万円以下の者 ・ 市の債権に係る徴収金の滞納がない者 ・ 除却する住宅の所有者が2人以上ある場合は、全ての所有者の同意が得られていること。 ・ 所有者が死亡している場合は、相続人の同意が得られていること。 ・ 新たに建築する住宅の所有者であり、自己の居住の用に供すること。 ・ 過去に同じ補助金の交付を受けっていない者 <p>〔補助対象要件〕　当該工事に要する費用が100万円以上であること。</p> <p>〔補助金額〕　一戸当たり100万円</p> <p>4 住宅部分型耐震化事業</p> <p>耐震診断の結果、安全性が低いと診断された市内に存する戸建て住宅の住宅部分型耐震化工事を行う者に対して、工事費の一部を補助することとしている。</p> <p>〔対象住宅〕</p> <p>(1) 簡易耐震改修工事及びシェルター型工事　市内に存する戸建て住宅で、昭和56年5月31日以前に着工され、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で、自己の居住の用に供するものであること。</p> <p>(2) 屋根軽量化工事　市内に存する木造戸建て住宅で、昭和56年5月31日以前に着工され、自己の居住の用に供する住宅であること。</p> <p>〔対象者〕　補助金の交付対象となる住宅の所有者（総所得が1,200万円以下の者）であって、市の債権に係る徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している者又は加入する予定である者</p> <p>〔補助対象要件〕　当該工事に要する費用が50万円以上であること。</p> <p>〔補助金額〕　一戸当たり50万円</p>		
<p>震災予防-84</p> <p>第3節 地震防災緊急事業計画</p> <p><略></p>	<p>第3節 地震防災緊急事業計画</p> <p><略></p> <p>資料</p> <p>15-2 地震防災緊急事業5箇年計画</p>	・資料記述の追加

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

震災予防-85

第4節 防災基盤・施設等の整備

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備をする場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区分	事業 例
防災施設等整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽）、消防用設備（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化
防災システムのIT化事業	防災情報通信施設・設備整備（防災行政無線、消防・救急無線、防災情報システム、震度計・自動震度警報装置等）、緊急通報システム
消防広域化対策事業	広域化に伴い、新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等

第4節 防災基盤・施設等の整備

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備をする場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区分	事業 例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽）、消防用設備（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化

・県計画の記述にあわせ修正

震災予防-88

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

第7 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定

兵庫県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

2 危険住宅の除却又は移転

<略>

資料

2-5 土石流危険箇所（土石流危険溪流・崩壊土砂流出危険地区）

2-6 地すべり危険箇所（地すべり危険箇所・地すべり危険地）

2-7 がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

第7 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定

県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

2 危険住宅の除却又は移転

<略>

資料

2-5 土石流危険箇所（土石流危険溪流・崩壊土砂流出危険地区）

2-5-2 土砂灾害特別警戒区域（土石流）

2-6 地すべり危険箇所（地すべり危険箇所・地すべり危険地）

2-7 がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

2-7-2 土砂灾害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況

・他の記述と合わせた修正

・資料記述の追加

・資料記述の追加

震災予防-89

第6節 交通関係施設の整備

第1 道路施設の整備

災害時における、道路施設は避難だけでなく緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものにあっては、同様の処置をとるものとし災害に強い道路網の整備に努める。

第6節 交通関係施設の整備

第1 道路施設の整備

災害時における、道路施設は避難だけでなく緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものにあっては、同様の処置をとるものとし災害に強い道路網の整備に努める。

・字句の修正

【新旧対照表（震災対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>震災予防-94</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p><略> 西日本電信電話株式会社(兵庫支店)、株式会社NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社(神戸支店)、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。</p> <p><略></p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、行政機関が主催する防災訓練に参加する。 ② 演習の種類 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害対策情報伝達演習 イ 災害復旧演習 ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習 ③ 演習の方法 <ul style="list-style-type: none"> ア 広域規模における復旧シミュレーション イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習 ウ 各級防災機関における防災総合訓練への参加 <p><略></p>	<p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p><略> 西日本電信電話株式会社(兵庫支店)、<u>株式会社NTTドコモ</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社(神戸支店)、<u>ソフトバンク株式会社</u> <u>_____</u>は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。また、<u>株式会社ケイ・オプティコム</u>は、市に重要な通信手段を担っていることから、前述と同様の施設の整備と防災対策に努めるものとする。</p> <p><略></p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて<u>防災訓練等を</u>計画的に実施するとともに、行政機関が主催する防災訓練に<u>積極的に参加することとする</u>。 ② 演習の種類 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害対策情報伝達演習 イ 災害復旧演習 ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習 ③ 演習の方法 <ul style="list-style-type: none"> ア 広域規模における復旧シミュレーション イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習 ウ 各級防災機関における防災総合訓練への参加 <p><略></p>	<p>・字句の追加、修正</p>
---	--	------------------